1 目的

子どもが登下校時などに事件や事故に巻き込まれる事案が社会問題となっていることを踏まえ、子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域社会が一体となって、学校や通学路における子どもの安全・安心の確保に取り組む体制を整備する。

2 実施主体

北海道は、3に掲げる事業を実施する。市町村は、3の(1)から(3)に掲げる事業を実施する。

3 事業の内容

(1) スクールガード・リーダーの巡回指導の実施

警察官OBや教職員OB等防犯に関する知識を有する者を地域学校安全指導員(以下「スクールガード・リーダー」という。)として委嘱し、学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導と評価や、スクールガードに対する指導、地域の危険箇所に対する巡回、不審者情報を加味したパトロール等を実施し、スクールガードによる効果的、継続的な安全体制を確保する。

なお、スクールガード・リーダーの巡回指導の対象校等については、小学校のほか、 幼稚園、中学校、義務教育学校、特別支援学校も対象とすることができるものとし、 配置人数、対象とする範囲、活動日数については、各地域の実情に応じて決めること ができるが、1校当たり年間6回程度の巡回指導を原則とする。

また、必要に応じ、スクールガード・リーダーとしての人材を継続的に確保するため、学校安全に積極的に取り組んでいる者を対象に育成講習会等を開催することができる。

(2) スクールガード養成講習会の実施

学校で巡回、警備等に従事する学校安全ボランティア(以下「スクールガード」という。)を養成するための講習会を開催する。

(3) 子どもたちの見守り活動の実施

学校安全のために、家庭や地域の関係機関・団体が登下校時の防犯対策等について 意見交換・調整を行う連携の場を構築するとともに、スクールガード等を活用しつつ、 例えば、登下校時におけるパトロール、防犯訓練の実施、通学安全マップの作成、防 犯ブザー等を活用した子供の見守り活動など、学校・家庭・地域が一体となり子ども の安全を見守る活動を実施する。

(4) スクールガード・リーダー連絡協議会の設置

事業の円滑な実施を図るため、スクールガード・リーダー、学校や通学路の安全確保に携わる者、北海道教育委員会及び市町村教育委員会の学校安全担当職員により構

成する「スクールガード・リーダー連絡協議会」を設置する。

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、北海道が指定する期日までに事業計画書を 提出するものとする。

5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、北海道が指定する期日までに事業報告書を提出するものとする。

6 費用

- (1) 北海道は、2及び3に掲げる要件を満たす市町村が実施する事業に対して補助するものとする。
- (2)本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。
 - ① スクールガード・リーダーの巡回指導の実施に係る経費

スクールガード・リーダーの巡回指導経費については、謝金、消耗品費、保険料等とし、各地域の実情に応じて、必要な経費を適切に積算すること。

スクールガード・リーダーの育成講習会の開催経費については、謝金・旅費、会場借上料、資料等の印刷製本費、通信運搬費等とし、各地域の実情に応じて、必要な経費を適切に積算すること。ただし、飲食費及び交際費に該当する経費は除く。

② スクールガード養成講習会の実施に係る経費

スクールガード養成講習会の開催経費については、講師に対する謝金・旅費、会場借上料、資料等の印刷製本費、通信運搬費等とし、各地域の実情に応じて、必要な経費を適切に積算すること。ただし、飲食費及び交際費に該当する経費は除く。

③ 子どもたちの見守り活動の実施に係る経費

子どもたちの見守り活動経費については、見守り活動に必要な経費及び家庭や地域の関係機関・団体と連携の場の構築に必要な経費とし、謝金、保険料、消耗品費、資料等の印刷製本費、通信運搬費、会場借上料、備品費等、各地域の実情に応じて、必要な経費を適切に積算すること。ただし、スクールガードに対する謝金及び旅費は対象外とする。

なお、消耗品費等については、学校やPTAが使用するものと明確に区分すること

備品費は、見守り活動に直接必要な物品に要する経費とし、机等の事務器具は対象外とする。

7 補則

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。